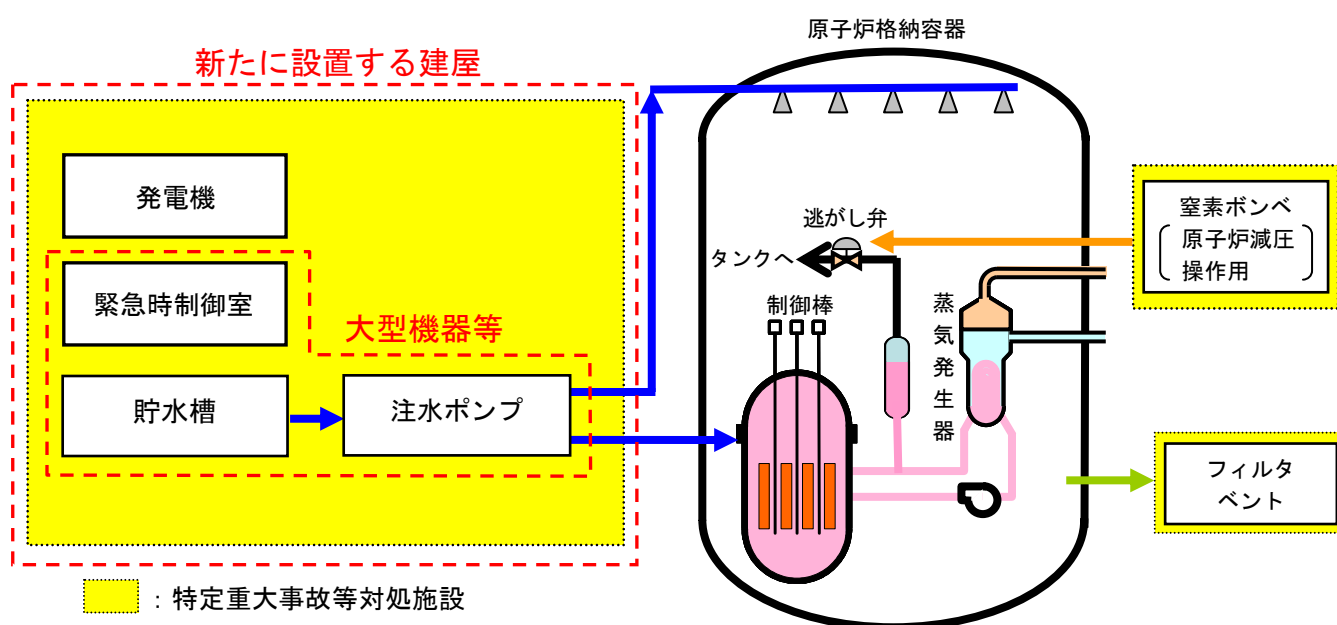


## 川内原子力発電所 1, 2号機の特定重大事故等対処施設の 新たに設置する建屋等に係る工事計画認可申請の概要

### 1. 工事計画認可申請書の記載内容

今回申請する内容は、注水ポンプ、緊急時制御室及び貯水槽などの大型機器等並びにそれらを設置する新たな建屋に関するものである。

[- -]: 今回の申請範囲  
(新たに設置する建屋及び大型機器等)



特定重大事故等対処施設の概要図

(参考)

特定重大事故等対処施設の設置期限\*

川内1号機：平成32年3月17日

川内2号機：平成32年5月21日

※ 特定重大事故等対処施設は、本体施設等の工事計画認可（川内1号機：平成27年3月18日、川内2号機：平成27年5月22日）から5年の設置猶予期間が設定されている。